者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認をした後）、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき（第三十八条第一項に規定するときを除く。）は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないことを確認しなければならない。

２　利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、同項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならない。

第四十六条中「及び市町村長」を「、市町村長及び領事官」に改める。

第四十八条の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条第一項中「又は職員であった者」を「若しくは職員であった者又は大使館、公使館若しくは領事館の職員若しくは職員であった者その他総務省令・外務省令で定める者」に改め、同条第二項中「市町村長」の下に「若しくは領事官」を加える。

第四十九条第二項中「市町村長」の下に「又は領事官」を加える。

第五十三条第一項中「及び市町村長」を「、市町村長及び領事官」に、「及び市町村が」を「、市町村及び大使館、公使館又は領事館その他総務省令・外務省令で定める者が」に改める。

第六十七条第一項第一号中「第三条第六項（」の下に「同条第十項並びに」を、「第三条の二第二項」の下に「、第四項及び第六項」を加え、同項第五号中「第二十二条第六項（」の下に「同条第十項並びに」を、「第二十二条の二第二項」の下に「、第四項及び第六項」を加え、同条第三項中「住所地市町村長又は附票管理市町村長」を「市町村長」に改める。

第七十一条の二中「第三条の二第二項」を「第三条第十項において準用する同条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条の二第二項」に、「、第二十二条第三項」を「、第三条の二第四項において準用する同条第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条の二第六項において準用する同条第二項において準用する第三条第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二条第三項」に、「並びに」を「、第二十二条第十項において準用する同条第三項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項」に、「の規定」を「、第二十二条の二第四項において準用する同条第二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定」に改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八条の二　第七十三条及び第七十四条（第四十八条第一項（大使館、公使館若しくは領事館の職員又は職員であった者その他総務省令・外務省令で定める者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第七十九条第一項中「及び前二条」を「、第七十七条及び第七十八条」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第五条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の三」に改める。

第三章第三節中第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

第五十一条の三　被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

２　前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十三条第三項（第百十条第七項において準用する場合を含む。）、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十六条第一項又は第八十八条第三項（第百十一条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（船員保険法の一部改正）

第六条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第三章第三節中第二十八条の次に次の一条を加える。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

第二十八条の二　被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、協会に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

２　前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十三条第六項（第七十六条第六項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項又は第六十五条第三項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（戸籍法の一部改正）

第七条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五節　氏名の変更（第百七条・第百七条の二）」を「第十五節　氏名の変更（第百七条・第百七条の二）　第十五節の二　氏名の振り仮名の変更（第百七条の二）」に改める。

第十三条中「の外」を「のほか」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。）